

平成26年2月第1回松阪市議会定例会

請願文書表

受理番号	請願第1号
受理年月日	平成26年2月10日
件名	特定秘密保護法の廃止を求める意見書についての請願
請願者の住所及び氏名	松阪市宮町282番地7 松阪民主会館内 なくせ秘密保護法！松阪連絡会 内田 茂雄
請願要旨	別紙のとおり
紹介議員	海住 恒幸 久松 倫生 松田 千代 田中 力

2014年2月10日

松阪市議会議長
中島清晴様

請願人 松阪市宮町282-7 松阪民主会館内
「なくせ秘密保護法!松阪連絡会」
内田茂雄



【紹介議員】 久松倫生
松田千代
海住恒幸
田中 力

特定秘密保護法の廃止を求める意見書についての請願

《請願趣旨》

2013年12月、国民の反対、懸念の声を無視して、特定秘密保護法が強行されました。法案提出からわずか1カ月余、審議時間は衆参合わせて70時間にも満たないのに、委員会で突然質疑を打ち切り、強行採決されました。こんな議会制民主主義の破壊はかつてありません。やり方一つをとっても、法律として絶対に認めるわけにはいきません。

特定秘密保護法は、政府の判断によって、どんな行政情報も恣意的に「特定秘密」と指定され、事実上永久的に国民に隠し続けることができる法律です。「何が秘密かは秘密」だとして、国民の「知る権利」が奪われ、「秘密」と知らないまま「秘密」に近づけば、一般国民や報道機関までもが厳しく処罰されます。国会の国政調査権、議員の質問権も乱暴に侵されます。「第三者機関」なるものをつくっても、法律の危険性は何も変わりません。

このように特定秘密保護法は、国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本原則をことごとく蹂躪（じゅうりん）する憲法違反の法律で、廃止すべきものです。

以上の趣旨にたって、次のことを求めます。

《請願項目》

特定秘密保護法の廃止を求める意見書を出して下さい

【取扱団体】「なくせ秘密保護法!松阪連絡会」
松阪市宮町282-7 松阪民主会館内 ☎0598-52-0670

